

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	未熟児養育医療費給付事業に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

神戸市は、未熟児養育医療費給付事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

神戸市長

公表日

2025年12月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	未熟児養育医療費給付事業に関する事務
②事務の概要	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、養育医療費の支給を受けようとする保護者が提出した申請書の内容を基に審査を行った上で、指定養育医療機関における治療に要する養育医療費の給付の決定を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険関係情報)を取得し、養育医療券発行の事務を行う。
③システムの名称	特定医療費(小慢・未熟児)支給システム、統合宛名システム、中間サーバシステム ※情報連携する際は、共通基盤システムを経由せず、直接統合宛名システムを利用する。
2. 特定個人情報ファイル名	
未熟児養育医療受給者情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表の70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条第11、12号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、161 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の2、96

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども家庭局家庭支援課
②所属長の役職名	家庭支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	部署名: 地域協働局市民情報サービス課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-5175
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	部署名: こども家庭局家庭支援課 住所: 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号: 078-322-6513
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [1,000人以上1万人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 </div> </div>
いつ時点の計数か	平成37年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [500人未満] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 </div> </div>
いつ時点の計数か	平成37年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> [発生なし] <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし </div> </div>

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	判断の根拠	住所を除く3情報で住基ネット照会を行い、出てきた対象者の住所と申請書に記載された住所に相違がないか必ず目視で確認を行っている。	
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発		

当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	システム起動時に事業担当者によりのみ割り振られたユーザID・パスワードを入力するように設定している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月19日	いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月2日	所属長	こども家庭支援課長 延原 尚司	こども家庭支援課長 吉井 良英	事後	
平成29年4月2日	いつ時点の計数か	平成29年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年7月22日	所属長の役職名	こども家庭支援課長 吉井 良英	こども家庭支援課長	事前	「所属長」から「所属長の役職名」への様式変更による
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①部署名	こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課	こども家庭局こども育成部家庭支援課	事前	
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども家庭支援課長	家庭支援課長	事前	
平成31年4月1日	連絡先	部署名:こども家庭局こども企画育成部こども家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	部署名:こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	事前	
平成32年4月1日	いつ時点の計数か	平成31年2月1日 時点	令和2年2月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	請求先	部署名:市民参画推進局市民情報サービス課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5175	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-5175	事後	
平成32年4月1日	連絡先	部署名:こども家庭局こども育成部家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号	部署名:こども家庭局家庭支援課 住所:兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号 電話番号:078-322-6513	事後	
平成32年4月1日	いつ時点の計数か	令和2年2月1日 時点	令和3年2月1日 時点	事後	
平成32年4月1日	システムの名称	未熟児養育医療費負担管理システム、統合宛名システム、中間サービシステム	特定医療費(小児・未熟児)支給システム、統合宛名システム、中間サービシステム	事前	
平成31年12月1日	I. 1. ②事務の概要	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、養育医療費の支給を受けようとする保護者が提出した申請書の内容を基に審査を行った上で、指定養育医療機関における治療に要する養育医療費の給付の決定を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条7項別表第二に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報)を取得し、養育医療費発給の事務を行う。	母子保健法に基づき、身体の発育が未熟なまま生まれ、入院養育を必要とする未熟児に対して、養育医療費の支給を受けようとする保護者が提出した申請書の内容を基に審査を行った上で、指定養育医療機関における治療に要する養育医療費の給付の決定を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第19条第8号に基づいて情報提供ネットワークに接続し、他情報保有機関が保有する特定個人情報(生活保護関係情報、地方税関係情報、住民票関係情報、医療保険関係情報)を取得し、養育医療費発給の事務を行う。	事前	
平成31年12月1日	I. 3. 個人番号の利用法令上の根拠	・番号法第9条第1項別表第一の49の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第4の表第9号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号及び特定個人情報の提供に関する条例	・番号法第9条第1項別表の70の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第40条第11、12号 ・神戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例	事前	
平成31年12月1日	I. 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の26、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第19条第1号 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7項別表第二の70の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第44条第1号	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表42、125、161 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表95の2、96	事前	
平成31年12月1日	I. 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	部署名:市長室広報戦略部市民情報サービス課	部署名:地域協働局市民情報サービス課	事後	
平成31年12月1日	IV. 8. 入札時ミスが発生するリスクへの対応は十分か	-	十分である	事前	
平成31年12月1日	IV. 8. 判断の根拠	-	住所を除く3情報で住基ネット照会を行い、出てきた対象者の住所と申請書に記載された住所に相違がないか必ず目視で確認を行っている。	事前	
平成31年12月1日	IV. 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	-	3)権限のないものによって不正に使用されるリスクへの対策	事前	
平成31年12月1日	IV. 11. 当該対策は十分か【再掲】	-	十分である	事前	
平成31年12月1日	IV. 11. 判断の根拠	-	システム起動時に業務担当者にのみ割り振られたユーザID・パスワードを入力するように設定している。	事前	